

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

中標津町の総人口は、1950年（昭和25年）の町制施行後、一貫して増加してきたが、2015年（平成27年）時点で初めて人口減少に転じた（23,774人）。第2期中標津町まち・ひと・しごと創生総合戦略における町独自の将来人口推計では、2040年（令和22年）時点では20,164人、2060年（令和42年）時点では15,412人になると予測されている。また、高齢化率は2024年（令和6年）1月時点では28.1%と北海道内では低い割合で推移しているが（北海道平均33.1%）、人口の減少と共に少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少が懸念される。

中標津町は古くから酪農を基幹産業としているが、北海道東部地域の中心に位置し、新千歳空港、札幌丘珠空港及び羽田空港と結ぶ中標津空港を有する地域交通の要衝という地理的な背景から、官公庁や商業施設、企業の本支店などの集積に伴い商工業も盛んであり、2021年（令和3年）の経済センサス活動調査における卸売業・小売業の年間商品販売額（874億円）及び事業所数（334件）は、北海道内町村単位では第1位である。

しかしながら、若年層の大学等への進学に伴う流出、卒業後も地域に戻らない傾向が強く、新卒者を求める中小企業者と求職者の雇用のミスマッチが続き、有効求人倍率が上昇している。

人口が減少し雇用の確保が益々困難となる時代を迎え、中小企業者の経営の持続化のためにも、先端設備等の導入等による経営基盤の強化や労働生産性の向上が本町の喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、北海道東部地域の中核都市として更なる経済の発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に2件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業者の活性化のため、多様な産業・業種において設備投資を支援し、生産性の向上を図ることが必要であるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、本計画は中標津町における雇用の創出についても目的としていることから、太陽光発電設備等に関しては、中標津町内に労働者が常駐する事業所又は工場を有する者のみを対象とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

中小企業者の活性化のため、多様な産業・業種において設備投資を支援し、生産性の向上を図ることが必要であるため、本計画において対象とする地域は、中標津町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

中小企業者の活性化のため、多様な産業・業種において設備投資を支援し、生産性の向上を図ることが必要であるため、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等多様であることから、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月18日～令和9年6月17日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。